

一 般 質 問

平成26年3月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	13番 植木 清八	(1) 今後の町政運営について (2) 公共施設の更新について
2	3番 二宮 章悟	中央公園の管理及び監督は
3	7番 原 憲三	「未病を治す」ための取り組みに血液検査の実施を
4	9番 武井 一夫	小中学校及び公共施設に温水洗浄便座の設置を
5	14番 成川 保美	平成26年度事業の重点施策について
6	6番 森 丈嘉	安心安全対策への取り組みは
7	2番 曾我 功	生活圏を重視した広域連携の推進について
8	5番 戸村 裕司	(1) 学びの習慣づくり、家庭、学校、地域で (2) 清掃ボランティアの支援と展開を
9	15番 小沢 長男	(1) 介護保険制度の改悪に反対を (2) 子ども・子育て支援新制度への対応と是正・改善を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 (1) 今後の町政運営について	13番 植木 清八
<p>町長は平成14年に町政を担って以来、11年4ヶ月の歳月が過ぎました。</p> <p>その間今日まで、小児医療費の中学生までの無料化、子育て家庭の支援、高齢者・障がい者への福祉送迎サービス、オンデマンドバスの実証運行、公共施設の耐震化、太陽光発電設備の設置、また地場産業の育成と町民のニーズに沿った町政を運営されており、安全・安心をモットーに町民の生活を守ってこられました。</p> <p>また、財政の健全化にも成果を上げ、一般会計の町債現在高は、町長就任時は41億円ありましたが、平成25年3月末には9億9千万円と31億円も減になり、3～4年先には現在の3分の1程度となります。</p> <p>しかし、その任期も残り8ヶ月となりますが、公約の達成に向けて、今後も各施策に取り組む必要があると思います。</p> <p>そこで、任期満了後も引き続き町長として、みずから手で町政運営に取り組む考えは。</p>	
【町長答】	
<p>日本経済の大幅な減速による、長引く景気の低迷は、急速な少子高齢社会の進展に対応すべき、対策のスピードを鈍化しておりますが、このような厳しい財政状況の中でも、住民ニーズの解決に向けた基礎自治体の役割は、より一層重要な時代となっております。</p> <p>ご承知のように、私が町長に就任した平成14年以降は、まさに持続可能な自治体運営を再構築するための、市町村合併や地方分権論議などが盛んに行われ、加えて、財政状況の悪化から、健全な行財政運営の維持に向け、多くの難題を解決しながら、現在に至ったと実感するところであります。</p> <p>今日、町民が自治体に求めるものは、安全で安心して、暮らし続けていける環境を構築して行くことです。特に、私が町長就任1期目に策定した、平成18年度から10年間に及ぶ、まちづくりの指針としての、第5次中井町総合計画に沿って、子育て支援や防災対策、そして教育環境の充実、環境保全など他市町村に先駆けた取り組みを、数多く実施するとともに、足腰の強い行財政基盤を形成するため、町債残高の削減や各種行政改革にも、積極的に取り組んでまいりました。ひとえに、町民はもとより、議会各位のご理解とご支援があつての成果と、深く認識するところであります。</p> <p>そのような中で、3期目の任期が、残すところ8カ月余りとなるこの議会定例会では、自らの政治活動の集大成として、平成26年度当初予算のご議決をいただき、任期中は誠心・誠意その執行に傾注してまいりたいと考えております。</p>	

【問】 1 (2) 公共施設の更新について	13番 植木 清八
<p>町の公共施設は、昭和48年から昭和63年までに、学校2校、体育館3校、給食センター、庁舎、農村環境改善センター、井ノ口公民館など全体の8割ほどが建設されました。</p> <p>耐用年数を計算しますと、平成40年頃から、一斉に施設の更新をしていかなければなりません。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、平成42年の中井町の人口は8,600人と予想され、人口減社会になり、町税収入は減少、扶助費など義務的経費の割合が増加する中、投資的経費は減少せざるをえない。ここ2年の投資的経費の割合は8%程度で、現在の予算では更新費用の算出は難しいのではと思われます。</p> <p>また、国・県の補助金などは、どのようになるかわからず、財政調整基金などだけではとても足りません。施設の更新は複合施設などを考えていかなければならないと思います。</p> <p>そこで質問をします。</p> <p>今後10年後以降の財政状況の推移と、公共施設の更新、統合、廃止などについて、どのように考えていくかを伺います。</p>	
【町長答】	
<p>公共施設は、行政サービスの提供を行う場として、また、教育や交流の場など、それぞれの設置目的に沿い、町民が利用する拠点であり、町民全体の貴重な財産でもあります。</p> <p>本町では、昭和40年代から行政需要や住民ニーズに対応するため、小中学校や公民館などの公共施設を設置するとともに、災害に備えた防災対策にも、努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、多くの施設は、建築してから30年以上が経過し、施設の老朽化も進み、今後10年から20年後には、建て替えや大規模な改修などが、集中する時期を迎えることとなります。施設をどのように維持し、あるいは、更新していくかということは、今後の町政運営にとって、重要な課題であると受け止めています。</p> <p>また、一方では少子高齢社会の進展から、将来にわたって、税収の減収が想定される中で、高齢者や障がい者、子どもたちに必要な支出は、増加が見込まれます。そのため、公共施設の保全や整備に、予算を潤沢に振り向けることは、困難な状況となっていくことは明らかであり、真に必要な施設サービスの提供を、持続可能なものとしていくためには、時宜をみて、整備方法や資金繰りなどの検討が必要となります。平成27年度までの5年間の行政改革大綱では、指定管理者制度の導入や幼保一体化等に取り組みましたが、今後の行政改革の推進方針においては、将来的な施設ニーズを順次整理して、廃止や統合、維持対策のあり方、そして、民間活力を利用した整備・運営方策などを財政計画と併せ、多角的に検討する必要があると認識するところでありますので、ご理解をお願いいたします。</p>	

【問】 2 中央公園の管理及び監督は	3番 二宮 章悟
<p>町は中央公園の管理に民間事業者のノウハウを活用することで、より質の高いサービスの提供と経費の節減を目指し、平成25年4月より指定管理者に管理運営を委託しました。</p> <p>公園の活用に指定管理者が新たな発想を取り入れた事業の一つとして、1月12日(日)にシクロクロス大会(自転車のオフロード競技)のコースとして、遊びの広場、水辺の広場、ローラー滑り台を閉鎖して行われ、当日、多くの子どもや家族が利用できませんでした。</p> <p>指定管理者のホームページには2行、広場入口には小さな看板が設置され使用中止のPRがされていたが、知らずに来園された。そこで、施設の使用を中止した自主事業と公園の安全管理について質問いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、指定管理者からの年間事業計画の提出は。</li> <li>2、自主事業に対する許可基準は。</li> <li>3、町内外の利用者への配慮は。</li> <li>4、町は、公園内の直売所側から遊びの広場等を利用する人に「横断禁止、北側の連絡通路を回る」看板を設置しているが、守られず、利用者は目の前の町道109号関山線を横断して危険であり、利用者の現状から当該箇所に歩行者を保護する横断歩道表示、公園内町道には速度制限、歩行者注意表示等の安全対策を求めます。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>二宮議員のご質問にお答えさせていただく前に、去る1月12日に自主事業として本公園で開催された「シクロクロス大会」では、指定管理者への指導不足により、遊びの広場等への一般来園者に多大なご迷惑をかけてしまい、公園施設の管理者として深くお詫び申し上げます。今後は、このような事が二度と起こらないよう、町ホームページでの情報提供や指定管理者への指導監督に努めてまいります。</p> <p>それでは、二宮議員の「中井中央公園の管理及び監督」についてのご質問に、順次お答えさせていただきます。</p> <p>1点目の「指定管理者からの年間事業計画書の提出は」のご質問ですが、町は中井中央公園の管理運営において民間事業者のノウハウを活用し、公園利用者により質の高いサービスを提供するため、平成25年度4月より指定管理者に委託したことで、年度の初めに年間の施設管理に要する作業計画や収支計画、更には自主事業の計画案を、年間事業計画書として提出させております。そして、これらの内容の審査等を行った上で年度協定を締結し、事業計画に基づいた施設の管理運営に当たっております。また、指定管理者からは、月ごとの施設利用者数の状況や四半期ごとの事業報告書が提出され、管理運営状況について協議の場を設けております。</p> <p>2点目の「自主事業に対する許可基準は」のご質問ですが、自主事業を行う際には事業計画書を提出させ、開催の時期や規模、他の利用者への配慮の方法やPR方法など、多方面から自主事業としてふさわしい内容であるか審査し許可しております。事業開催後は、結果報告を書面にて提出させるとともに、良かった事項や課題等については、次の自主事業に活かせるよう指導しております。</p> <p>3点目の「町内外の利用者への配慮は」のご質問ですが、施設の管理を指定管理者へ移行した事により、施設の受付や利用料の支払方法が簡素化されております。また、5日前までの受け付け締切を廃止したことにより、利用に空きがあれば当日でも利用ができるようになりました。更に、パークゴルフの団体予約の枠を20名から40名に拡大したことなど、利用者からは「利用しやすくなった」とのお声を頂いております。</p> <p>4点目の、公園利用者への安全対策に係わるご質問ですが、横断歩道の設置や速度規制などは、議員ご承知のとおり公安委員会の許可が必要となります。</p> <p>まず、町道関山線の公園内680mほどの道路改良した区間の速度制限ですが、既に40キロの速度規制がなされておりますので、道路管理者としては通行車両に対する注意喚起の看板などの設置を、適当な場所に進めていきたいと存じます。</p> <p>次に、直売所側から遊びの広場等を利用される方への横断歩道の設置についてですが、公園開設時の警察との協議では、横断歩道の設置は出来ないとのことから、やむを得ず遊びの広場を利用される方には、北側の連絡通路を利用していただくよう案内看板を設置し対処してきたところです。今回、安全対策のご質問をいただきましたので、改めて松田警察署に相談したところ、「道路の縦断勾配はあるが前方の見通しは十分取れるので、一般的なレベル以上の安全対策を施工するならば可能性はある」とのお話を頂きました。</p> <p>町としても、公園開設時からの課題解決が図れますので、横断歩道の設置について前向きに検討したいと存じます。</p>	

【問】 3 「未病を治す」ための取り組みに血液検査の実施を	7番 原 憲三
<p>黒岩知事は年頭会見で、超高齢社会に向けた取り組みとして、病気になる前段階の「未病」を治す取り組みを市町村と県民、企業・団体と協力して進める「未病を治すかながわ宣言」を発表した。</p> <p>新聞報道によると、食生活や運動、社会参加などライフスタイルを見直すことで健康状態を維持し、生活習慣病や要介護状態を防ぐ狙い。県は市町村と連携し、県民がバランスの良い食生活が送れるようアドバイスを受けられるような仕組みなどを模索するとし、「未病を治すという言葉はまだ一般的ではない。超高齢社会に向けて病気を治していくだけでは間に合わない。未病から治していくという考え方を根付かせることが大切」と強調されました。</p> <p>「未病を治す」という考え方は、小児期の生活習慣病においても、典型的にあてはめることができるとしており、以前私が一般質問した児童・生徒の血液検査は、「未病を治す」一つの取り組みとなると考えます。</p> <p>血液検査を、県の取り組む、食や運動、ライフスタイルの見直しなどと併せて実施することは、「未病を治す」取り組みの普及にもなり、町の健康増進にもなると考えますので、児童・生徒の血液検査の実施の考えはないか伺います。</p>	

**【町長答】**

健康で心豊かに充実した人生を送ること、それは皆の願いです。そして、健康で長生きするためには、生活習慣を改善して健康を増進し、発病を予防する一次予防が重要となっています。町民の健康づくりへの意識を高め、主体的な取り組みを支援する環境づくりを目的とした「美・緑なかい健康プラン」は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康課題に対して、健康余命の延伸に着目した、協働の取り組みを推進しています。

一方、神奈川県では、ライフスタイルを見直すことで、健康寿命日本一の実現と、新たな市場や産業の創出を狙いとして、県西地域に地域活性化プロジェクトを推進する計画づくりを進めています。経済活動の歯車を回すという、地域活性化施策の実行を意図するところですが、生活習慣を維持・改善するという「健康」への着眼点には、大きな違いは無いところであり、現在検討を進めるプロジェクトと市町村事業や各種団体の取り組みなどが連携して、より良い効果が生まれれば、意義あるものと認識します。議員ご提案の児童・生徒を対象とする血液検査については、かつて、議会の質疑でも、国等の動向を見た中で検討する旨回答しておりますが、県西地域の未病を治すプロジェクトを構成する事業となるか、今後協議・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**【問】 4 小中学校及び公共施設に温水洗浄便座の設置を**

9番 武井 一夫

今や多くの家庭で利用されている温水洗浄便座は、国民の清潔志向の高まりや、消費者ニーズに対応した機能性・快適性の向上ともあいまって、徐々に普及してきました。

内閣府の調査結果(平成25年3月)の普及率は、一般世帯では74.0%となり、トイレの水洗化を終えた一般家庭においては、ほぼ全世帯に普及したと推測されています。

温水洗浄便座は、一般家庭に限らず、オフィスビルや商業施設、ホテル、鉄道、駅舎、旅客機といったパブリック用途にも採用されるようになり、現在では日本人にとって無くてはならない必需品といわれるまで、生活に密着した衛生機器となっています。

そのような中、我が町の大切な子どもたちが通う小中学校や町民が利用する公共施設のトイレには、温水洗浄便座が一部にしか設置されていません。健康面、衛生面、トイレの快適性を高めるためにも温水洗浄便座は必要です。

学校のトイレは、児童生徒はもちろんのこと教職員、保護者、来賓など多くの方も利用されます。きれいで居心地の良い学校づくりは町民の願いでもあります。そこでまずは、井ノ口・中村両小学校と中井中学校及び町民の利用度が高い公共施設に早急に設置されることを強く求めますが、町長のお考えは。

**【町長答】**

小中学校をはじめとする町の公共施設は、行政サービスの提供はもとより、学びの場、憩いの場として、町内外の方に利用されており、その利便性を図るため、各種設備の設置や更新にも努めております。ご質問の、学校や公共施設への温水洗浄便座の設置については、保健福祉センターなど、近年建設した施設には設置してありますが、学校を含め、全公共施設への設置までには及んでおりません。公共施設には、財政状況が厳しい中でも長年にわたり、冷暖房設備や耐震機能の向上を図るとともに、特に学校における情報教育の推進に向けた取組などを優先的に行ってまいりました。

衛生面や快適性も含め、ご提案の温水洗浄便座も一般家庭では広く普及していることから、質問の主旨は理解するところであります。必要に応じては、障がいを持つ人たちへの対応などを考慮し、優先順位を付け段階的に対応できるか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**【問】 5 平成26年度事業の重点施策について**

14番 成川 保美

平成26年度は、4月よりスタートする「中井町自治基本条例」の理念に沿い、町民の町政への参画と協働による活力ある地域社会と豊かな暮らしを築くため、あらゆる分野において、施策間の連携強化に努めながら協働のまちづくりを目指すこと示された。

そこで、具体的な取り組みと課題についてお尋ねいたします。

1、自治基本条例における町民の責務の周知及び町との連携のありかたについて。

2、協働の推進による魅力あるまちづくりの取り組みで掲げる、自治会運営の支援及びまちづくり活動支援補助事業の課題と、まちづくりパートナー制度の導入における具体策は。

3、健康づくりについて健康余命に着目し、それぞれのライフステージに即した事業を展開するとの事ですが、町民と一体となった取り組みは。

4、我が町を取り巻く現状課題のひとつに人口減少がある。若い人は中井町から転出し、出生率は低く人口減少が気になると、多くの町民から心配の声を聴く。人口対策を一つの柱とし、26年度事業の重点施策に位置付けるべきではなかったか。

5、第6次中井町総合計画策定事業に向けた、事業評価の取り組みは。

**【町長答】**

平成26年度の町政運営に臨む、私の施政方針を申し述べさせていただきましたことから、14番成川議員より、何点が重点施策についての質問を頂きましたので、順次、答えさせていただきます。

地方分権の進展に伴い、主体的かつ自立的な自治体経営が求められる中では、住民の知恵や能力を町政運営に活かし、行政とともに手を携え合いながら、町の発展に相乗効果を生み出すことが、重要となります。そのような中、本町では、豊かな地域社会の形成に向けて、平成26年度より自治基本条例の主旨に沿った、協働のまちづくりへの取り組みを更に進めていくところであります。

1点目の「自治基本条例における町民の責務の周知及び、町との連携のあり方について」は、本条例では、町民のまちづくりへの主体的な取り組みについて明記していることから、条例主旨の周知とまちづくりへの参加をサポートする、行政の係わりが重要となります。

そのため、広報や情報誌での特集はもとより、自治会活動への参加促進、住民活動への支援施策などの周知に努めてまいります。加えて、地区懇談会や出前講座を活用した周知も有効と考えております。

また、現在活動する各種団体と町の連携強化に向け、職員意識を高めた中で、施策を推進するとともに、活動支援補助の活用を図りながら、より良い、成果が生み出せるよう努力してまいります。

2点目の「自治会運営の支援や補助事業の課題と、まちづくりパートナー制度の導入について」は、特に自治会活動では、加入者の減少や高齢化による運営上の課題などを共有するとともに、改善に向けた取り組みを支援していきます。また、町民主体の地域活動の発掘や活動の継続化を図るため、人材育成にも努めながら、活動支援補助金と保険制度を連携して活用してまいります。そして、人材を町事業や各種地域活動へ繋ぐ、パートナー制度を新たな住民参加の制度として実施し、美・緑なかいフェスティバルや健康スポレク祭などで協働の取り組みを進めてまいります。

3点目の「町民と一体となった健康づくりへの取組み」については、平成23年度に策定した「美・緑なかい健康プラン」に基づき、町民の健康づくりへの意識を高め、主体的な取り組みを支援する環境づくりを推し進め、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、健康課題に対して、健康余命の延伸に着目した協働の取組みを推進します。

そのため、平成26年度は、1日1体操の推進や働き盛り世代のウォーキング講座、そしてシニア体力測定等を含め、18の健康づくり事業を計画しています。また事業の実施にあたっては、町民みずからの健康づくりを行政、地域、家庭で支援する仕組みの構築が必要であることから、地域に密着した活動をする健康普及員や関係団体等との連携を図りながら取り組んでまいります。

4点目の「人口対策への取組みについて」は、少子高齢社会の急速な進展の中で、持続可能な将来の町を支えるため、人口問題は大きな課題であります。人口減少化が懸念される中、小児医療の中学生までの無料化や放課後児童対策の充実、安心して暮らせる防災対策の強化など、子育て支援や防災対策の拡充を図るとともに、近年では、医療機関の誘致や公共交通の充実化にも努めております。これらの取り組みは、町の魅力を発信し、定住環境の向上に向けた対策と認識するところです。引き続きハード・ソフトを含め人口対策に向けた取り組みについては、鋭意努力をしております。

5点目の「第6次中井町総合計画策定に向けた事業評価について」は、第5次総合計画が平成27年度をもって終了することから、新たな総合計画の策定に着手します。現計画の進捗状況の評価と課題整理を行い、今後の計画への位置づけなどについて、内部組織による検討を行い、総合計画審議会での協議を進めてまいります。それらの事業評価等を重ね、平成27度には、本格的な計画策定業務を行う予定でありますので、ご理解をお願いいたします。

**【問】 6 安心安全対策への取組みは**

**6番 森 文嘉**

町は、昨年3月地域防災計画を修正し公表しました。この計画は防災行政における基本方針であります。防災対策事業や有事の際の活動が細かく記載されていますが、行動計画を必要とする対策が少なからず見受けられます。

安全安心は基礎自治体として大切な要素であります。中井町の未来を創造するという観点から、町長としての考えを伺います。

1、防災行政における各課の役割は記されていますが、計画内容があまりにも多く、優先順位や作業の整理がなされていないように思われます。細部にわたる行動計画作成の必要性を感じますが、どのようにお考えでしょうか。

2、自主防災組織に関しては、組織の整備、活動内容やその優先順位、町との連携など、体制作りに苦労されている自治会も少なくないと思います。町は整備育成や強化を図るとありますが、どのように進められますか。

3、消防団には、消火活動はもとより風水害に対する警戒や活動に大きな期待が寄せられています。昨年の台風26号発生時の対応について、指示体系や方法などの問題点、今後の課題について検証されましたか。

**【町長答】**

地域防災計画は、中井町及び防災関係機関の発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を定めている計画であり、町民、地域の主体的な取組みと、町が地域防災計画に定める災害対策を着実に推進することが、災害による被害を軽減、減少させることになると認識しております。

1点目の地域防災計画で定める事項の行動計画作成の必要性についてですが、昨年3月に地域防災計画を策定後、災害対応を迅速、かつ円滑に実施するため、職員が災害発生初期に実施すべき主要な応急対策活動を時系

列で示し、職員が共通の認識の下、災害対応を行えるよう中井町災害活動職員行動マニュアルを昨年10月に策定したところです。また、庁舎や職員など町自身が被災し、制約が伴う状況下においても、優先的に実施する必要のある災害対応業務や通常業務を非常時優先業務として特定し、その業務を遂行できる体制を整備するため、中井町業務継続計画を策定する作業を現在行っているところです。地域防災計画とあわせて、これらの計画を策定し、習熟度を高めることにより、実効性のある災害対策を推進してまいります。

次に、2点目の自主防災組織の育成についてですが、大規模地震等の発生時に被害を軽減するためには、被災者の救出救護、避難誘導等の住民の自主的な防災活動を地域で団結して組織的に行動することで効果が発揮することから、自主防災組織の育成、共助の取り組みへの支援は非常に重要だと認識しています。町では、現在、自主防災組織に対し、活動費や防災資器材購入費の補助を行うほか、地域で実施する防災訓練の支援や防災リーダーの研修等を行っていますが、これら事業を継続的に実施するとともに、広報紙やパンフレット等による防炎行動や先進的事例等の紹介、また消防団による地域に密着した消防・防災の啓発活動等を通じて、町民の自助、共助の意識を高め、地域の実情にあった継続した防災活動について、地域で考え、行動していただくための取り組みを推進していきたいと考えております。

3点目の昨年の台風26号に係る消防団の対応等の検証についてですが、本町では、災害対応における初動体制として、甚大な被害が想定される場合や気象警報の発表等により職員配備を応急体制とした際に、職員の参集状況の把握、被害状況の収集や応急対策の実施、また被害状況等に応じて速やかに災害対策本部が設置できる体制を確保することを目的に、特別職及び管理職の職員で構成する災害警戒会議を開催することとしております。昨年の台風26号の際には、最大級の台風が本町を直撃し、多大な被害が発生することも想定できたことから、消防団長にも参加願ひ、計4回の災害警戒会議を開催し、災害対応の事前準備、情報の収集・応急対応、職員及び消防団員の警戒態勢等を協議、決定、実行いたしました。

消防団には、大雨洪水警報が発表されている間、消防団員の詰所待機により災害警戒するよう決定し、私から消防団長に詰所待機を指示し、消防団長から副団長、分団長を通じてメール又は電話により各団員に指示がなされました。その対応の際の問題点や今後の課題等の検証については、消防団の本部役員会議等において状況を確認するとともに意見を聞いており、一部で指示内容に周知不足があったことを承知しており、災害情報の収集や共有体制の構築、消防団員の深夜警戒に対する通常業務への配慮なども町として検討すべき事項であると認識しているところです。

**【問】7 生活圏を重視した広域連携の推進について**

**2番 曾我 功**

地域主権型社会を国が推進し、本町は人口減少が続く1万人を切る中で、効率的に町行政を進めるためには、生活圏による広域連携で補完する必要があります。そのような中で、昨年は消防事業の小田原市への事務委託や、1市5町による資源循環型処理施設整備準備室が開設されました。かねてから尾上町長は生活圏重視の広域行政を主張してこられましたが、結果的に行政圏での連携になりました。

また、オンデマンドバスの実証運行が行われていますが、利用者のアンケート調査の要望では秦野駅、二宮駅への乗り入れが一番になっています。このことを実現するためにも秦野市・二宮町等との連携が必要になることから、そこで伺います。

1、消防事務委託をされ1年が経過しようとしていますが、その評価は。また議会において付帯決議を付け、生活圏域の市町との協議を継続することとしていますが、どのような取り組みをされましたか。

2、オンデマンドバスの秦野二宮両駅への乗り入れをするためには、広域による地域公共交通会議等を開催する必要がありますが、その進め方は。

3、広域連携により現在検討されている事業と、今後進めたほうが効率的と思われる事業は。

**【町長答】**

今日における地方分権型社会への大きな変貌の中で、効率的かつ自立性の高い基礎自治体を維持していくには、広域連携による行政運営は、必要不可欠なものとなります。国で設置する第30次地方制度調査会の答申では、行政間の連携機能の強化が唱えられ、とりわけ、行政圏域と生活圏域を構成する本町の広域行政のあり方については、町民の利便性や満足度の向上のためにも、より明確な対応が求められます。

このような中、広域連携の推進について、何点が質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の「消防事務委託の評価と生活圏域の市町との協議の取り組みについて」は、消防事務の広域化の運用効果の検証を広域化後、半年が経過した時点で行っております。検証では、救急車や消防車の現場到着時間の最大4分以上の短縮、また出動部隊や高度救急隊を含めた救助隊の増加により、初動体制、現場対応力が強化されたことが確認されています。そして、生活圏域の市町との協議の取り組みについては、昨年6月の相原議員からの一般質問でお答えしたとおり、本町の地域性を認識したなかで、消防事務の小田原市への委託による、2市5町での広域消防の効果や実績を検証した上で、取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の「オンデマンドバスの駅への乗り入れと、その進め方について」は、現在運行するオンデマンドバスの最寄駅までの乗り入れ需要は、高いものと認識しております。しかしながら、駅への乗り入れは、交通事業者はもとより、既存のバス路線を利用する近隣市町の住民にも、大きな影響を及ぼすことから、1町だけの取組みでは解決できず、広域的な観点で協議をする必要があります。現在秦野市、中井町、二宮町、大磯町で組織する広域行政協議会の「新公共交通システム研究専門部会」で、各市町で行っている交通対策との連携の可能性や県内初となる広域的な公共交通会議の設置方法等を関東運輸局の指導を受けながら検討しています。路線バスや各市町の交通対策が、ともに持続可能な公共交通として維持できるよう、引き続き努めてまいります。

3点目の「広域連携として今後取り組む事業について」は、近年県機関でも広域連携を視点とする防災、観光事業等の提唱も行われ、滞納整理や監査事務の共同化等、県外の先進事例も見受けられます。

このような情勢を認識し、生活圏域の協議会でも事例調査や研究を進めていますが、連携事業では、その中核となる市の役割も多いことから、イベント交流や情報発信以外での具体的な取り組みには至っておりません。効果的・効率的な連携事業については、住民の生活の向上に結び付くものであれば、積極的に生活圏域の中で構築していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**【問】 8 (1) 学びの習慣づくり、家庭、学校、地域で**

5番 戸村 裕司

町教育委員会では生活習慣改善キャンペーンの一環として、食育、読書、いじめなどの課題とともに、児童・生徒の家庭学習時間を継続的に調査・公表し、家庭での学びの習慣化の重要性を指摘してきた。例年、目安とされる時間に達しないだけでなく、今年度は自宅学習しない生徒が約1割いるとの実態も見えてきた。

家庭学習はひとつの現れにすぎないが、基礎的な学習習慣は、競争に勝つためだけでなく、かけがえない個性を見出し、伸ばしていくためにも育みたい能力だ。しかしながら、日本の子どもたちは国際的に見ても学習意欲や自尊心が低下しており、中井っ子の生活習慣改善は、家庭、学校、地域が人任せにせず、取り組む課題だ。以上の観点から質問します。

- 1、家庭学習ガイドの作成や、保護者が教科書を読み、子どもの学習に理解を深めるなど家庭力向上に取り組む考えは。
- 2、勉強を学校任せにせず、児童対象のサマースクールを学年・時期ともに拡大し、地域でも支援していく考えは。
- 3、子どものよさを多面的に認める目的の児童生徒表彰の評価と今後の課題は。
- 4、学校、教育委員会は児童・生徒のコンクール等の対外的な出品・出展に積極的に支援しているか。

**【町長答】**

(教育長答弁)

それでは、私から1問目の「学びの習慣づくり、家庭、学校、地域で」のご質問にお答えします。

議員ご承知のように、教育基本法第10条に「保護者は子どもの教育について、第一義的な責任を有する」と示されており、生活に必要な習慣を身につけさせることや自立心の育成などに努めることを求めています。

子どものよりよい成長、育成のためには、家庭は勿論のこと、学校、家庭、地域、教育委員会がそれぞれの役割を責任もって果たすとともに相互に連携・協働することが不可欠であることは言うまでもありません。

1点目の「家庭学習ガイドの作成や、保護者が教科書を読み、子どもの学習に理解を深めるなど家庭力向上に取り組む考えは。」のご質問ですが、教育委員会では、子ども達の学びの自立・習慣化を促進するため、家庭学習実態調査を行い、生活習慣改善キャンペーンの一環として家庭学習の必要性を啓発してきました。また、昨年度、学校、PTA、各種団体との連携をねらいとする「子ども教育懇談会」のテーマに「家庭学習」を取り上げました。協議の中で、学びの自立・家庭学習の意義について問題を共有し、保護者の問題意識の醸成、家庭での取組みの啓発につなげてまいりました。教育委員会としては、引き続き、生活改善キャンペーンを通して、子ども達の学びの自立・習慣化に向けた啓発に取り組んでまいります。また、各学校でも児童・生徒の家庭学習に対する意欲を高める取組みを行っておりますが、今後一層の充実を図るとともに、家庭との連携も更に深めていくよう働きかけをしてまいります。

議員ご指摘の家庭学習ガイドの作成につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

2点目の「勉強を学校任せにせず、児童対象のサマースクールを学年・時期ともに拡大し、地域でも支援していく考えは。」についてですが、サマースクールにつきましては、例年夏休みに小学校3年生以上の希望者を対象に、教育委員会のスタッフやボランティアの方々の協力により三日間実施してきました。

また、小中学校においても独自にサマースクールを開講し、参加を希望する児童生徒に対して教職員が指導にあたっています。

サマースクールは、学力の向上はもとより、子ども達への学習支援を通して、自ら課題を選び、計画的に学習に取り組み、課題の解決を図るという学びの自立も目的の一つとしています。ボランティアの応募が多いとはいえ現状ではありますが、今後も地域の皆様にご協力をお願いし、サマースクールを継続してまいりたいと考えています。

3点目の「子どものよさを多面的に認める目的の児童生徒表彰の評価と今後の課題は。」のご質問についてですが、心身ともに健全で、豊かな人間性と社会性を育むことを目的に、中井町児童生徒表彰に関する規則を定め、児童・生徒の表彰を行ってきました。

表彰対象の児童・生徒の推薦は、学校推薦と地域推薦の二通りとなっており、地域からの推薦は、全体の2割程度です。

「子どもは褒めて育てる」ことこそ大切と考えています。褒められた時に子どもが見せる嬉しそうな笑顔は何物にも代えがたいものです。子どもたちは褒められることにより、自分の良さを認め、自信や意欲がわき、やる気を持つものです。自己肯定感を育てるうえでも、子ほめ表彰はとても意義ある事業であると理解しております。子褒め事業も既に10年が経過いたしました。今後の課題として、地域からの推薦を広げていくことが有ります。

また、「なんでも褒めれば良い」というものではありません。褒めるに値する内容を如何に適切に見取るかということも課題です。今後とも、児童・生徒一人ひとりを豊かに育てるために、学校、地域、家庭、との連携に努め、充実した意義のある事業に高めてまいります。

4点目の「学校、教育委員会は児童・生徒のコンクール等の対外的な出品・出展に積極的に支援しているか。」についてですが、教育委員会では、読書活動推進標語・ポスターコンクールや中井町短歌・俳句大会など町主催行事に対する作品などの募集を学校を通して行っております。

また、各種公共団体や民間企業主催によるポスターや作文などの作品募集やコンクール参加など教育委員会や学校には多種多様な応募依頼が来ております。各学校では、児童生徒に夏休みの取組みとしても紹介を行い、それぞれの興味関心に基づいて取り組めるよう働きかけをしております。教育委員会といたしましては、引き続き小・中学校と連携を図りながら、児童生徒の負担にならない範囲でコンクールなどへの出品・出展を支援してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】 8（2）清掃ボランティアの支援と展開を 5番 戸村 裕司**

不法投棄対策として町はパトロールや監視カメラ設置のほかに、今年度から清掃ボランティアを導入した。捨てられにくい環境づくりを住民参加で生み出していく試みであり、多数の登録があった。

春秋の町内一斉清掃にその名残があると思われるが、本町ではかつて地域で道普請を競い合った。清掃ボランティアを、道普請のように地域のことを自ら引き受け、解決してきた機運につなげていくには、自治会支援と同様、このボランティアも支援し、その働きを協働施策の中に適切に位置づけ、展開していく必要がある。

本町では、人通りの少ない地域の道路に無蓋側溝も多く、そこに投棄物が放り込まれていることも多い。無蓋側溝には落ち葉が堆積し、道路との判別がつかないところもあり、小型車などが脱輪するケースが相次いでいる。安全対策面でも道路の清掃・美化は一層推進すべきだ。以上の観点から質問します。

- 1、清掃ボランティアの実績と評価は。
- 2、清掃ボランティアを、住民などが道路の区間や区域を受け持ち、継続的に清掃・美化していく、いわゆるアダプトプログラムに発展させる考えは。
- 3、無蓋側溝に目印を置く、不要な側溝を埋めるなど至急の安全対策が必要では。

**【町長答】**

戸村議員より2問の質問事項をいただいております。

1問目の「学びの習慣づくり、家庭、学校、地域で」の質問には教育長をして回答させますので、私からは先に2問目の「清掃ボランティアの支援と展開を」についてのご質問に答えさせていただきます。

まず、「清掃ボランティアの実績と評価」についてですが、昨年7月より清掃ボランティア制度をスタートし、1月末現在で37名の登録があり、実績の報告をいただいた14名の平均は、ひと月あたり7日間、一日あたり60分間の活動をしていただき、30Lのごみ袋116袋分のカン・ビン・散乱ごみ等の回収ができました。

当初予定していた30名の登録を超え、町が委託する不法投棄監視員による不法投棄物の回収量についても、1月末現在で前年比30%減少するなど、清掃ボランティアの方々のごみ拾い・監視の成果と評価しております。

次に「清掃ボランティアを、アダプトプログラムに発展させる考えは」についてお答えいたします。

清掃ボランティアは、町民の皆様に気軽に参加していただき、日常生活でできる散乱ごみの回収や、不法投棄未然防止のための地域の目としての役割を担ってもらうためのボランティアとしてスタートしました。

清掃ボランティア制度の発足1年目ということもあり、まずは、日常生活の中で活動できる気軽さをPRすることで、登録者を増やし、町全体の地区を網羅できるように拡大していきたいと考えております。

今後は、意見交換等を行いながら「まちづくりパートナー制度」との連携を図り、将来的には議員のおっしゃる区間や区域を受け持てるようなボランティアの確保と育成を目指したいと考えております。

3点目の「無蓋側溝に目印を置く、不要な側溝を埋めるなど至急の安全対策が必要では。」のご質問ですが、町では安全で安心して利用できる道路環境の維持管理に努めているところで、春と秋に行われる環境美化に併せ、町内の建設業者に幹線町道の草刈や側溝清掃等を依頼し、幹線以外の町道や生活道路においては、各自治会にお願いしております。また、日常のパトロールや通行者等から連絡を受けた際には、現地確認を随時行い対応しております。

道路側溝は、道路に降った雨水を処理するために設けた施設物であり、道路利用者の安全確保と維持管理の向上のため、計画的に甲蓋設置を進めております。

何れにしても、よりよい環境づくりには、町民をはじめ関係者のご支援が必要となりますので、更なるご理解ご協力をお願いいたします。

**【問】 9（1）介護保険制度の改悪に反対を 15番 小沢 長男**

自公連立政府は、消費税増税と社会保障改悪の実現に向かい、昨年の国会で強行した社会保障改悪プログラムに沿い、医療・介護改悪法案を国会に提案した。

介護保険法の改悪案では、要支援者向けの訪問・通所介護サービスを介護保険から外して市町村事業に移し、まったく別のサービスに変えてしまいます。専門職によるサービスをボランティアに肩代わりさせて費用の削減を図るもので、事業費に上限を設けるため、市町村が今のサービスを維持するならば、財政負担が強いられ、財政が厳しくなりサービスの低下を招きます。

特別擁護老人ホームの入所は、要介護3以上にし、入所待機者42万人の内31%の13万人の要介護1と2は入れなくなる。高齢者の20%が対象となる280万円以上の年金収入の単身高齢者のサービス利用料1割を2割負担

に引き上げるなど、利用者に大幅なサービス利用制限と負担増を強いる内容です。

訪問・通所介護が市町村事業に移され、報酬も引き下げられるならば、介護事業所も大打撃を受け経営難に陥ることが心配されます。

認知症の人の多くは軽度と認定されている。要支援の人に対する訪問・通所介護が外されれば重度化が進み、家族負担も深刻になる。

町の対応を伺い、制度改悪に反対を求める。

**【町長答】**

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年4月に創設され、その後、急速な高齢化とともに、制度も着実に定着し、本町では現在、約350名の方が認定を受け居宅サービスや施設サービスを利用されております。

その間、介護認定者や介護サービス利用者も急増したことなどから、平成18年4月には介護予防を重視した新予防給付の創設や地域包括支援センターの設置などの見直しが行われました。

今後も更なる高齢化により、一人暮らしの高齢者や支援または介護の必要な高齢者も増え続けることから、一層の地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続性の確保が求められております。

そのようなことから、国では平成27年4月を目途に制度改正の準備作業を進めており、在宅医療・介護の連携や認知症施策、更には議員ご指摘のように訪問介護、通所介護の予防給付の見直しやサービス利用に係る利用者負担の見直しなど、多岐にわたる制度の見直しが予定されております。

いずれにしましても、今回の制度改正は市町村が主体的に地域の実情に応じ柔軟に取り組む内容の見直しが多いと認識しておりますので、サービスの低下とならないよう、今後の国会での法律改正を踏まえ、介護保険運営協議会でも十分に議論していただき、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 9(2) 子ども・子育て支援新制度への対応と是正・改善を**

15番 小沢 長男

自公民3党合意で強行成立した、子ども・子育て支援新制度関連の改正児童福祉法は、保育所のみ、市町村の保育実施義務を残した。一方、保育所以外の認定こども園や地域型保育事業は、施設と利用者との直接契約になり町は直接的な責任を負わなくなります。

保育所を利用する場合は、保育必要量の認定を受けて、長時間と短時間の区分に分けられ、両者が混在して保育所を利用することにより、保護者の就労状況により、保育時間が短くされたり、利用時間が区分され子どもの登降園時間がバラバラ、年齢に応じた子どもの発達保障の保育実践が困難になる。子どもの生活リズムも崩れます。実質的に施設型給付費として、保育所に支払われる委託費も、保育時間に左右され、経営が不安定となり、人件費が削られ、正規職員の数が減らされるなど、保育の質が低下する恐れもあります。

保育所整備の補助金制度が外されるため老朽化した保育所の建て替えや改築も難しくなります。保育所の運営を困難に陥らせ、認定こども園化を押し進めて、保育の企業化、民営化を図る意図があります。

このような制度改悪を許さず、問題点の是正・改善、すべての子どもの健全育成、等しく保育を受ける権利、親の就労保障、働く保育労働者の権利保障を求め町の施策を伺う。

**【町長答】**

急速な少子化の進行、家庭、地域、雇用など、子育てを取り巻く環境の変化に対応し、結婚・出産・子育てをしやすいするために、認定こども園の普及・促進、小規模保育施設等の計画的整備や財政支援を図る必要があることから、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、子どもの育ちや子育てを、社会全体で支援していくものです。

国においては、子ども・子育て支援新制度の概要を提示しているものの、詳細については現在、子ども・子育て会議において議論されていることから、今後の動向を注視し、本町の実情に応じた取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。